



ロータリーは 分かちあいの心

2007～2008年度
国際ロータリーのテーマ
ウィルフリッドJ.ウィルキンソン

会長／関野政人 幹事／山本讓二

DISTRICT 2510 JAPAN

留萌ロータリークラブ 会報

2007▶2008 WEEKLY REPORT

留萌ロータリークラブ会長テーマ

みんなロータリーが好きだから
出会いを創造し活性しよう

プログラム

●本日

「ロータリー財団月間」によせて
国際奉仕委員会

ご夫人誕生日

11月26日 武井 宏子
11月27日 渡邊 順子

結婚記念日

11月23日 原田 功
11月23日 深瀬 晏男

●次週予定

「年次総会」

No. 2304

第19回 11月21日



前例会

会員総数……………51名
出免会員……………2名
欠席会員……………15名
出席率……………69.39%

前々例会

第16回 10月19日
欠席会員……………0名
メイクアップ……………0名
修正出席率……………100%

例会／毎週水曜 12:15～13:15 留萌産業会館2F

✍️ 会長報告 ……………

- 先週の理事会、例会と欠席しました。協議事項報告通り了承され、ありがとうございます。
- いよいよ家族会も近づいて参りました。親睦委員会には大変ご苦勞をお掛けいたしますが、宜しく願います。各奉仕団体にも案内状を送付致しました。師走に向けて会員皆様も大変忙しい事とは存じますが、ご協力のほどお願いします。

場所は砂川市民交流センターです。参加希望の方は幹事まで。

2) 砂川RCより12月例会の案内が届いています。

会報受領先

・羽幌RC 1372号～1379号
ゲスト 留萌税務署長 廣末 勝幸様

👤 委員会報告 ……………

親睦活動委員会

田中委員長

関野年度最大の行事である年忘れ家族会の季節となりました。皆様にはFAXにてご案内をいたしますが、12月5日午後6時よりここ産業会館にて開催いたします。ぜひ、ご家族揃って御出席下さいます様ご案内いたします。

📄 幹事報告 ……………

- 1) 国際ロータリー第2510地区IC委員会より5分で出来るウェブページの講習会の案内が来ています。日時は11月7日午後14時～16時、



3分間情報

今回 5,000円
累計 506,000円

会員研修委員会 澤田委員長

「決議23-34」

決議23-34とは、ロータリーの社会奉仕の指針であり、社会奉仕の鉄則と言われる名文であります。

1907年、シカゴクラブがシカゴ市に公衆便所を設置したのが、ロータリーの社会奉仕のはじまりであるが、その頃にはまだ社会奉仕の概念も漠然としたものであった。しかし時が経つにつれ、ロータリー内部で社会奉仕の考え方について、個人奉仕なのかクラブとしての奉仕なのかの理論派と実行派との間に論争が起こり、理論派と実行派との間に激しい対立が生じ、ロータリーの分裂の危機まで達した経過がある。

しかしこの対立も、1923年のセントルイス大会において決議34号の社会奉仕に関する方針が採択されるに及んで、氷解したといわれる。この決議は、幾度か部分的訂正を経ながら、現在もロータリーの社会奉仕の基本原則として引き継がれている。

その要旨は、「クラブとして社会奉仕のあり方を説き、結論的にはクラブとしての社会奉仕はそれ自身に目的があるというよりは、ロータリアンに奉仕をさせるための訓練と実習であると考えべきで、奉仕の主体はクラブよりはむしろロータリアン個人にある。クラブから奉仕の意義や仕方を学んだロータリアンが、各々その生活の分野で実力を発揮することの方が、ロータリーの精神によりかなっている」という長文であるが、クラブの役割、個人の役割を明確に示した文章である。



ニコニコBOX

- ・25年出席100%表彰をいただきました 田中先生よりDVDをいただきました 写真いただきました 佐藤(潔)会員
- ・笠原会員から写真いただきました 河部会員
- ・写真いただきました 関野会長

前回 501,000円



プログラム

「税務行政のIT化への取組」

留萌税務署長 廣末 勝幸様



本日は、留萌ロータリークラブの皆様の前でお話をさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。

今日は、「税務行政のIT化への取組」と題しまして、特に「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」について、お話をさせていただきたいと思います。

皆様ご存じのこととは思いますが、e-Taxとはどのようなものかということですが、e-Taxは「ITを活用して、申告・納税などを、インターネットなどを利用して、自宅やオフィスあるいは税理士事務所から行えるようにするシステム」です。

税務署や金融機関の窓口にいかなくても申告・申請や納税の手続きができますので、時間などの制約を軽減でき、事務の簡素化、効率化につながると思っております。

源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数や件数の多い手続には特に便利です。

また、e-Taxに対応した財務会計ソフトを利用すると、会計処理や申告等のデータの作成から提出までの一連の作業等を電子的に行えるため、事務の省力化やペーパーレス化にもつながります。

さらに、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告等データ、e-Taxに引き継いで電子申告することもできます。

e-Taxで利用できる手続きは、

- (1) 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税等の申告
- (2) すべての税目の納税

(3) 申告・届出等 　　です。

現在、国税庁を始め国税局、税務署ではe-Taxの普及に重点的に取り組んでいます。その背景には次のようなことがあげられます。

少子・高齢社会をはじめとする経済社会の変化の中で、引き続き私たちが豊かな生活を実現していくために、政府は、利用者・生活者の視点に立って改革を進め、ITの力を最大限に活用することにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図ることを目指しております。

ITの活用、高度情報化時代への対応は、企業でも大きな課題となっていると思いますが、政府にとっても大きな課題です。

政府は「いつでも、どこでも、だれでも、ITの恩恵や利便性を実感できる社会」の構築を、21世紀の重要な国家目標の一つとして掲げています。

その一環として、自宅やオフィスからインターネットで様々な手続を行える「世界一便利で効率的な電子政府」の早期実現を目指しております。

e-Taxは、このような電子政府構想に対応するシステムとして、開発され、導入されたシステムです。

国税庁では、これまで、e-Taxに先駆けて、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やタックスアンサーなどによりIT化に対応した利便性の向上を図ってきましたが、e-Taxの普及により納税者サービスの一層の拡充等を図っていくこととしています。

税の分野は、電子政府になじみやすい重要な分野のひとつであり、e-Taxの普及は、他の行政及び民間部門の手続や仕事の電子化、電子証明書の利用拡大、電子的な支払・決済などを推進するといった波及効果も大きいと考えられています。

e-Taxは新しいシステムですので、当初は、利用者に徐々に慣れていただき、普及していこうという方針でした。

ところが、その後、電子政府の推進について、平成18年1月に政府全体で大きな動きがあり、

IT戦略本部で「IT新改革戦略」が策定され、電子政府の推進のため、国、地方公共団体の主要な手続について、平成22年度までに50%以上のオンライン利用率を達成するという大きな目標が設定されました。

これは非常に高いハードルではありますが、国税庁においては、電子政府推進の「牽引役」としての役割も期待されていること、また、すでにシステムが出来上がっていることから、普及推進を図っていくべきだと考え、昨年3月に、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」を決定しました。

平成22年度のオンライン利用率が50%以上となるように、各年度の目標利用率を定め、この目標の達成に向けて、税理士会や関係民間団体等に一層の協力要請を行いつつ、各種施策を強力に推し進めていくこととしており、現在、国税庁を挙げて、e-Taxの普及に、鋭意努力しているところです。

それから一年、お陰様でe-Taxの利用件数は、平成16年度は約7万1千件でしたが、平成17年度には約23万8千件、平成18年度には約203万5千件となっています。

現在、利用率は平成19年度の目標値であった3%まで来たため、国税庁は、平成20年度以降の普及拡大を見据え、オンライン利用促進手続の60%以上を占める個人の方の確定申告でのe-Taxの利用を促進するための措置を、強力に推し進めていくこととしています。

平成19年度の税制改正には、今後のe-Taxの普及のためにも重要な幾つかの新制度が盛り込まれております。

税の申告・納税は、個人のプライバシーや多額のお金、財産にも関わるものであり、このような重要な行政手続をインターネットで安全かつスムーズに行えるようにする必要があります。

このため、e-Taxでは、送信データの暗号化に加えて、電子署名を行い、電子証明書の添付を求めています。

e-Taxを利用するに当たっては、利用者登録に加えて、電子証明書を取得し、これをICカードリーダーライタで読み込み、申告情報とと

第18回 11月14日(水) 天候/晴

もに送信していただく必要があり、これにより、本人だけが安心して利用できるようになっています。

電子証明書の取得は、市町村の役場で、「電子証明書付き住民基本台帳カード」(住基カード)を取得するのが、最も安くて簡便な方法になっております。

これは、「電子政府のパスポート」として、行政機関に対する電子申請や電子入札の利用の際の、本人確認やデータの改ざん防止の機能を果たしています。

しかしながら、電子証明書の取得はまだなかなか進んでおりません。

例えば、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使って自宅で申告書を作成し、郵送していただいている方についても、e-Taxに移行するために電子証明書を取得し、ICカードリーダーライターを購入するのは費用が発生し、面倒だと考えていることが、普及を推進していく上で、高い壁になっています。

これに対して、平成19年分、20年分の所得税について、電子証明書の普及を促進する措置として、「電子証明書を取得して電子申告をされた方」には、5,000円の税額の控除・還付が実施されることになりました。この税額控除は、平成19年分と20年分のうち一回だけ使えるものですが、この機会に電子証明書を取得し、電子申告を行ってみようという納税者の方が多くなるのではないかと思います。

これについては、年末調整をされた方で税額のある方は、同様に電子申告することにより、5,000円の税額控除を受けることができます。

また、平成20年1月以降は、電子申告において、源泉徴収票や医療費の領収書などの一定の第三者作成書類の、添付又は提示を省略できるようになりました。

添付書類は、提出に代えて、その内容を明細書に入力して、送信することになります。

なお、添付を省略した書類については、入力内容の確認のため、3年間は提出又は提示を求めることがありますので、その期間は保存していただく必要があります。

添付を省略できる書類は、給与所得の源泉徴収票など7種類の書類です。

このような税制改正の内容は、来年1月には国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」にも組み込まれることになっており、一般の納税者の方には、この「確定申告書等作成コーナー」を使ったe-Taxの利用を、呼びかけていく予定です。

「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、自動計算機能により簡単に申告データを作ることができますが、電子証明書とICカードリーダーライターがあれば、ここから簡単にe-Taxでの送信を行えるように、システムを改善するとともに、使用方法のマニュアル等と整え、ホームページ上にも掲載していく予定です。

e-Taxは、平成16年に導入され、多くの方から改善を求める声が寄せられています。

そのため、今までにも、e-Taxの利便性の向上に向けて、様々な改善を行っております。

平成18年1月より、オンラインによる「e-Tax」の開始届出手续が可能となったほか、平成18年10月より、e-Taxソフトを国税庁のホームページからダウンロードできるようになりました。

さらに、よりe-Taxが利用しやすく、そのメリットを感じていただけるよう、所得税の確定申告期における24時間受付、電子申告を行っていただいた方への早期還付などの施策を進めております。

皆様は、事業の経営に携わっておられると思いますが、税理士さんと相談され、所得税、法人税や消費税の申告、法定調書の提出、電子納税などに、是非e-Taxを利用していただきたく、よろしく願いいたします。

また、従業員の方にも、先ほど説明しました税制改正のPRも併せ、e-Taxの利用をお薦めいただきますよう、お願いいたします。

なお、ご利用に当たって、ご不明の点がありましたら、遠慮なく税務署にお問い合わせいただきたいと思います。